

保護者の皆様へ

平成28年度公立幼稚園就園奨励費補助金について

1. 目的

野田市内に在住している4歳児または5歳児（年齢は今年4月1日現在の満年齢）の幼児を公立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興に資することを目的としております。

2. 補助内容 平成27年度実績額になります。平成28年度は変更になる場合もあります。

（注：各補助金額は、年額です）

補助対象区分 (市民税額が①～④のいずれの区分に該当するかで判断します。)		I			II	
		小学校1年生～3年生 までの兄・姉がいない場合			小学校1年生～3年生 までの兄・姉がいる場合	
		第1子	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	79,000円	79,000円	79,000円	79,000円	79,000円
②	平成28年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	20,000円	50,000円	79,000円	50,000円	79,000円
③	平成28年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯					
④	上記区分以外の世帯		40,000円	79,000円	40,000円	79,000円

※限度額…就園奨励費補助金は、実際に幼稚園に1年間に納めていただく保育料（今年度入園者は入園料を含む）の総額を限度額として、保育料（入園料）を減免いたします。

注1 Iの場合、就園している園児のみ的人数、もしくは、保育所及び認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部等に通う兄・姉を第1子として算定します。ただし、補助金の支給対象となるのは、通園している園児のみです。

注2 IIの場合、小学校1年生～3年生までの兄・姉を第1子として算定しますが、補助金の支給対象となるのは、通園している園児のみです。また就学免除等により、兄・姉が小学校に就学していない場合や、特別支援学校の小学部に在籍している場合も、小学校1年生～3年生と同じ年齢であれば同様にIIの区分とし、第2子の対象となります。

注3 該当園児が年度途中で入退園した場合は、月割補助となります。

注4 幼稚園就園奨励費補助金の申請（保育料減免の手続き）は、すべて現在就園している幼稚園を経由して行われます。

【補助金の減免例】

- 兄弟姉妹で通園し、③に該当した場合 (兄・姉：Iの第1子) + (弟・妹：Iの第2子)
20,000円 + 50,000円 = 70,000円
- 小学校1年生～3年生と園児の兄弟姉妹で③に該当した場合 (IIの第2子) 50,000円
- 小学校2年生の双子と園児の兄弟姉妹で④に該当した場合 (IIの第3子以降) 79,000円
- 保育所に通所している兄・姉と園児の兄弟姉妹で②に該当した場合 (Iの第2子) 50,000円

3. 提出書類

(1) 「保育料等減免措置に関する調書」(別記第1号様式)

・世帯の状況には、幼児と同じ世帯で生計を共にしている保護者・兄弟・姉妹及びそれ以外の扶養義務者の氏名を記入してください。

(2) 「市民税の所得割額が非課税である証明書」

・平成28年度に納付すべき市民税所得割が非課税である事を証明できる書類(別紙「幼稚園就園奨励費用証明願」や納税通知書等)を添付してください。なお、区分④に該当する世帯については、証明書の添付は不要です。

・生活保護を受けている世帯は、福祉事務所長の証明書によってかえることができます。

※提出書類は、返却できませんのであらかじめご了承ください。

4. 調書の提出期限

平成 年 月 日までに、各幼稚園へ提出してください。

☆補助金問い合わせ先…野田市教育委員会 学校教育課 学務係 TEL04-7125-1111 内線2989